

# 令和8年度仙台市オープンイノベーション共創・協業支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度仙台市オープンイノベーション共創・協業支援業務

## 2 業務の目的

仙台市中心部には、東北大学をはじめとする大学・研究機関が集積し、世界水準の研究活動が継続的に行われている。近年は、次世代放射光施設「ナノテラス」の稼働や、東北大学の「国際卓越研究大学」認定により、研究環境が一層高度化し、その成果を基にした研究開発型スタートアップも増加している。このように、最先端研究と新産業創出の芽が市内で同時に形成されつつあり、地域から新たな価値を生み出すイノベーション創出の動きが高まっている。

こうした環境を地域の産業成長につなげるためには、研究開発型スタートアップが、大企業等とともに研究成果・技術・課題を共有し、協業を通じて新たな事業やサービスに発展させる「オープンイノベーション」の仕組みが不可欠である。

しかし、協業先の探索や協業テーマ形成、事業化に向けた検討を個社単独で進めることは負担が大きく、専門的な支援が求められている。このため本業務では、プッシュ型・伴走型のアプローチにより、市内研究開発型スタートアップ等と大企業等との共創・協業を促進するための枠組みを整備し、協業の創出と事業化を後押しすることを目的とする。

## 3 業務の内容

本業務では、次の（１）～（７）の業務を実施する。

### （１）事業全体の設計・進行管理

- ・ 本業務全体を通じ、共創・協業支援の全体スキームおよび実施体制を設計すること。
- ・ 事業の進行管理、成果の測定、必要に応じた市との調整・報告を行うこと。
- ・ 大企業の事業課題・技術ニーズを起点とした検討と、研究開発型スタートアップの技術・研究成果を起点とした検討の双方を踏まえ、仙台市の研究・産業基盤の強みを活かした協業テーマが創出されるよう、全体のプロセスを設計すること。

### （２）大企業・中堅企業の探索

- ・ 首都圏等の大企業を対象に、協業ニーズ・技術課題・事業テーマ等を収集し、協業の可能性のある企業群の探索を行うこと。
- ・ 必要に応じて事前ヒアリングを行い、協業の方向性・課題・技術領域等を整理すること。
- ・ 大企業から得られたニーズ等を踏まえ、市と連携しつつ、仙台市が把握する市内スタートアップ・研究シーズとの接続可能性を検討し、協業テーマ（協業仮説案）を作成すること。

### （３）大企業へのテーマ提示・市内スタートアップ等の紹介

- ・ 大企業から得られた協業ニーズ・関心技術テーマを踏まえて仙台市が保有する市内スタートアップ等のリストから、関連性の高い候補企業を提示し、確度の高いマッチングのための対象を20組以上選定すること。
- ・ 必要に応じて、大企業と候補スタートアップとの間で、協業ニーズや保有技術、関心領域等に関する

る情報提供や認識の整理を行い、(4)に定めるマッチング（仮説会議等）の実施に先立ち、相互理解を促進するための事前調整を行うこと。

#### (4) マッチング（仮説会議等）・NDA・伴走支援

- ・ 大企業とスタートアップ等による「マッチング（仮説会議、ワークセッション等）」を企画・運営し、協業テーマの検証・磨き上げを5組以上行う。例として個別面談の調整、NDA締結のサポート、協業プロセスの検討、P o C（実証）に向けた計画整理、関係者調整、技術・事業面の助言など、協業の事業化に向けた伴走支援を実施すること。
- ・ 伴走支援は、技術・事業仮説の検討等に係る部分を主として委託事業者が担い、制度設計や実証の場の提供等に係る部分を主として本市が担うものとする。なお、本市が担う業務に関連しても、委託事業者は、必要に応じて助言、資料作成補助その他の支援を行うものとする。

#### (5) オープンイノベーション・コミュニティの醸成

- ・ 大学発スタートアップ、地元企業、大企業等で構成される共創・協業を目的としたオープンイノベーション・コミュニティを構築すること。
- ・ 本市で確保した首都圏の拠点も有効に活用しながら定期的な交流や情報共有の場を設定し、本業務の成果報告会を開催すること。

#### (6) 情報発信および事業成果報告書の作成

- ・ コミュニティ構成メンバー、市民、大学、自治体等に対する効果的な情報発信を実施すること。
- ・ 本業務の成果（活動記録、形成した協業仮説、マッチング状況、企業評価、コミュニティ醸成による効果や次年度以降の提案等）を取りまとめた成果報告書を作成し、納品する。またその目標値や手法について事前に委託者と調整を図ること。
- ・ 成果報告書には、現状分析、課題整理、共創・協業を加速するための方策等も含めるものとする。

#### (7) 本市へのアドバイス等

本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に委託者が行う市内スタートアップ企業を対象とした実証支援に関する業務の実施に対し、アドバイスを行うとともに、必要に応じて本業務との連携を図るよう努めること。

#### (8) その他

- ・ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性及び公共性を確保して業務にあたること。
- ・ 本業務以外に委託者や関連団体等が行うスタートアップ支援事業(仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム)等との連携を図るよう努めること。

### 4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等

に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 5 予算規模

11,550千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

## 6 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作権者人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。